



平成 30 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名	株式会社アプリックス	
代表者名	代表取締役 兼 取締役社長	長 橋 賢 吾
	(コード：3727、東証マザーズ)	
問合せ先	執行役員 兼 経営管理部部長	倉 林 聡 子
	(TEL. 050-3786-1715)	

営業外費用及び特別損失の計上に関するお知らせ

平成30年12月期第3四半期におきまして営業外費用及び特別損失を計上いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 営業外費用の計上

(1) 株式交付費

平成 30 年 2 月 14 日付「第三者割当による行使価額修正条項付第 M-2 回新株予約権及び第 M-3 回新株予約権の発行に関するお知らせ」等で開示したとおり、当社は、平成 30 年 3 月 2 日を割当日とする行使価額修正条項付第 M-2 回新株予約権及び第 M-3 回新株予約権を発行し、そのうち第 M-2 回新株予約権については現在順次行使がなされておりますが、当該行使に伴い発生した登記等の諸費用 2,525 千円について、株式交付費として営業外費用に計上いたしました。

2. 特別損失の計上

(1) 訴訟関連損失（連結）

当社は、平成 30 年 1 月 31 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」等で開示したとおり、平成 26 年 8 月に、当社の従業員 1 名を普通解雇いたしました。平成 28 年 2 月に、当該従業員より、労働契約上の権利を有する地位にあることの地位確認請求及び普通解雇後から判決確定までの給与の支払い等を求める訴訟（以下「本訴訟」）が提起されました。その後、平成 30 年 1 月 31 日に東京地方裁判所において、当該従業員が当社に対して労働契約上の権利を有する地位にあること、当社は当該従業員に対し、平成 26 年 10 月 25 日から本判決確定の日まで、毎月 25 日限り、72 万 9114 円及びこれに対する各支払期日の翌日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払うこと、及び当社は当該従業員に対し、15 万 5224 円及びこれに対する平成 26 年 9 月 26 日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払うこと等、当該従業員側の請求を一部認める旨の判決の言い渡しがありました。平成 30 年 7 月 31 日付「訴訟の判決確定に関するお知らせ」で開示したとおり、その後、上記第一審判決の内容にて本訴訟は確定したことから、当該従業員に係る普通解雇後の平成 26 年 9 月から平成 30 年 7 月分までの期間における社会保険料の会社負担分について遡及的に支払いの必要が生じたため、当該支払い予定額約 450 万円と第 2 四半期連結累計期間までに訴訟関連損失として計上した額等を合わせた 10,607 千円を、訴訟関連損失として特別損失に計上いたしました。

以上